

答 申 第 4 号  
令和 4 年 1 月 1 4 日

江東区長  
山 崎 孝 明 殿

江東区行政不服審査会  
会 長 安 念 潤 司



行政不服審査法第 4 3 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和 3 年 1 1 月 1 2 日付 3 江総総第 1 6 2 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

江東区長が行った行政財産使用許可に伴う使用料徴収処分 (令和 3 年 2 月 5 日 2 江土管第 4 2 3 2 号) に対する審査請求 (諮問第 4 号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

江東区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、行政財産使用許可に伴う使用料徴収処分（令和3年2月5日2江土管第4232号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人が行政財産の使用許可申請をしたところ、処分庁が本件処分を行ったために、審査請求人が、生活に必要な水道を使用することに代金が発生することは容認できないとして、その取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

生活に必要な水道を使用することに代金が発生することは容認できないので、使用料55,440円の免除を希望する。

### 第4 処分庁の主張の要旨

#### (1) 行政財産使用許可について

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができることとされており、具体的な使用許可基準については、江東区公有財産管理規則（昭和39年3月江東区規則第12号。以下「規則」という。）第23条の2により定められている。

イ 本件処分に係る行政財産の使用許可については、令和3年2月2日に規則第24条の規定に基づき行政財産使用許可申請書が提出され、内容を精査した結果、使用許可基準に該当するため、令和3年2月5日付2江土管第4232号により、行政財産使用許可の決定がなされている。

ウ なお、規則第25条の規定により、使用許可に当たって必要な条件を付すこととなっており、本件使用許可書第3条において、使用料を55,440円とした。

#### (2) 使用料の算定について

- ア 行政財産の使用に当たっては、法第225条の規定によれば普通地方公共団体は法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする使用料を徴収することができ、また、法第228条第1項の規定では、その使用料に関する事項については、条例で定めなければならないとされている。
- イ 処分庁では、江東区行政財産使用料条例（昭和41年7月江東区条例第18号。以下「使用料条例」という。）を定めており、使用料条例第1条では、条例以外に別途規定を置くことを許容している。使用料の決定に関しては、規則第41条及び江東区財産価格審議会要綱（昭和54年12月1日江総財発第363号）第2条の規定に基づき江東区財産価格審議会（以下「財価審」という。）の議を経るものとされている。
- ウ ただし、江東区公有財産管理運用委員会規程（昭和45年4月江東区訓令甲第6号。以下「委員会規程」という。）第2条第2項及び別表2(5)の規定により、水道管を設置するため隣接土地所有者又は使用者に土地を使用させる場合などは、総務部長へ協議することにより江東区公有財産管理運用委員会（以下「運用委員会」という。）の審議の対象から除外することができる。また、運用委員会の審議の対象外の案件については、江東区公有財産管理規則第41条ただし書きに規定する別に区長が指定するものについて（依命通達）（平成18年3月20日17江総経第487号）の2の規定により、財価審の審議を要せず使用料を決定することができる。
- エ そして、使用料の算定については、江東区行政財産使用料条例第2条に規定する使用料の算定及び第5条に規定する使用料の減免について（依命通達）（平成18年3月17日江総経第488号。以下「依命通達」という。）により基準が定められており、財価審へ付議をしない場合の使用料であって、電柱等その他江東区都市公園条例（昭和52年6月江東区条例第13号。以下「公園条例」という。）で規定するものは公園条例を準用して算定するとしている。公園条例別表第3では水道管の料金は外径に応じた1メートル当たりの月額単価が定められており、当該月額単価に使用する数量（メートル）を乗じた金額が1月当たりの使用料となる。
- オ 本件は、行政財産である土地に水道管を設置する場合であり、行政財産使用許可申請書上の数量は、外径32ミリメートル、延長32.945メートルと記載されている。このため依命通達別紙1(1)の規定に基づき公園条例を準用し、33メートルに140円を乗じた1月の金額を4,620円と算定の上、その使用月数である12月分を乗じた結果、使用料を55,440円としたもので

ある。

(3) 本件使用料の減免について

ア 処分庁では、使用料の減免に関する事項について、使用料条例により定めている。また、減免の決定に関しては、規則第42条及び委員会規程第2条第1項第2号の規定に基づき、運用委員会の議を経るものとされている。

イ ただし、本件は委員会規程第2条第2項及び別表2(5)の規定により、総務部長へ協議することにより運用委員会の審議の対象から除外することができる。また、運用委員会の審議を要しない案件についての減免の基準について、使用料の算定と同様、依命通達別紙2の規定により減免基準が定められている。同基準によれば、減免が適用される場合は、国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するときなどに限られている。

ウ 以上のことから、本件使用料の減免については、依命通達のいずれの基準にも該当しないことから、使用料の減免については認める余地はない。

## 第5 審理員意見書の要旨

- (1) 本件処分における使用料の算定に当たっては、処分庁が主張するとおり、関係法令に照らし、適切な算定がなされている。
- (2) 審査請求人が求めている使用料の減免については、同様に処分庁が主張するとおり、本件処分で決定された使用料は対象外であり、減免することはできない。
- (3) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第6 審議の経過

審査会は、本件諮問事件について、以下のように審議を行った。

令和3年11月 12日 ・諮問書の受理  
・諮問庁から審理員意見書を收受  
・審議  
令和4年 1月 14日 ・答申

## 第7 審査会の判断

本件処分に係る行政財産の使用料の算定根拠たる法令及びそれらの本件への適用については、上記第4(2)の通りであり、そこに何らの違法性も見出せない。また、使用料の減免については、本件が、使用料条例第5条1号から3号までに当たらないこと

は明らかであるし、また、第4号にいう「前各号のほか、特に必要があると認めるとき」にも当たらないと処分庁が判断したことは、妥当である。

よって、第1のとおり判断する。